

会 議 録

会 議 の 名 称	第3回枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議
開 催 日 時	平成21年12月4日（金） 19時00分から 21時00分まで
開 催 場 所	蹉跎生涯学習市民センター第2集会室
出 席 者	安藤座長・佐賀枝委員・今西委員・太田委員・二宮委員・ 田中委員・小原委員
欠 席 者	なし
案 件 名	案件1 枚方市立蹉跎保育所民営化に係る運営法人応募状況について 案件2 運営法人選考審査の手順について 案件3 運営法人選考審査（書類審査） 案件4 運営法人選考審査（プレゼンテーション）について
提出された資料等の 名 称	次第 資料1 枚方市立蹉跎保育所民営化に係る運営法人応募状況について 資料2 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集に係る質問・回答 資料3 選考審査の手順について 資料4 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集に係る提出書類及びプレゼンテーションについて 資料5 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議 選考基準 資料6 蹉跎保育所の移転及び民営化方針について 資料7 運営法人選考審査（プレゼンテーション）について
決 定 事 項	なし
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	枚方市情報公開条例第6条第3号、6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため非公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	非公開
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	福祉部子育て支援室

審 議 内 容

座長：こんばんは。お疲れのところ、夜分にですがご苦労様です。今夜は9時には完全にここを出て行かなければならないということですので、最初にだらだら話をするよりも早速に中身に入らせていただきたいと思います。運営法人選考会議の会議を始めるにあたりまして、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

事務局：はじめに本会議の委員の出席状況ですが、本会議は委員7人で構成され、本日は委員7人全員が出席しておられますので、本会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、はじめに本日の配付資料について確認をお願いします。まず、本日の次第でございます。資料1といたしまして、枚方市立蹠庇保育所の民営化に係る運営法人応募状況についてでございます。資料2といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集に係る質問・回答でございます。資料3といたしまして、選考審査の手順についてでございます。資料4といたしまして、枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについてでございます。資料5といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議選考基準でございます。資料6といたしまして、蹠庇保育所の移転及び民営化方針についてでございます。資料7といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人（プレゼンテーション）についてでございます。資料の過不足等はございませんでしょうか。

続きまして、本日の案件について、次第に従いご説明いたします。案件1といたしまして、枚方市立蹠庇民営化に係る運営法人応募状況についてでございます。案件2といたしまして、運営法人選考審査の手順についてでございます。案件3といたしまして、運営法人選考審査（書類審査）でございます。案件4といたしまして、運営法人選考審査（プレゼンテーション）についてでございます。以上でございます。

座長：ありがとうございます。それでは、次第に従いまして進めてまいりますのでお願いいたします。まず、案件1枚方市立蹠庇保育所民営化に係る運営法人応募状況について事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、資料1の枚方市立蹠庇保育所民営化に係る運営法人応募状況についてをご覧いただきたいと思います。運営法人の募集期間ですが、平成21年10月23日から11月20日の間で募集を行いました。それで、法人からの申込みの受付期間についてですが、平成21年11月16日から11月20日までの間で受付をしております。募集方法につきましては、平成21年10月28日に市のホームページ上で募集要項を掲載いたしました。それとあわせて本市内に応募資格のある社会福祉法人に対して、市内で10年以上運営実績のある法人ですが、29法人に募集要項をファクスで送付しております。受付期間の間、応募のあった法人の数ですが4番のとおり2法人となっております。具体的な応募法人名ですが、5番をご覧いただきたいと思いますけれども、11月19日に申込み受付を行いました、社会福祉法人寝屋川聖和福祉会。こちらの法人につきましては市内では三矢ゆりかご保育園を運営しております。2つ目の法人ですが、11月20日に受付を行いました、社会福祉法人めぐみ会。こちらは常称寺保育園を運営しております。この2法人からの応募がございました。募集期間中に法人からの質問を受け付けておりますが、法人からありました

質問とそれに対する市の回答を資料2の方につけております。資料2をご覧ください。枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集に係る質問・回答となっております。質問は全部で5点出ております。ひとつめは用地の造成計画についてということで、これについて一定回答をしているんですけど、こちらの方でいろいろと用地上の規制があるとかということについて、回答をさせていただいております。ふたつめは保育所名はひらがなの「さだ」を使ってよいのでしょうかということですが、漢字の蹉跎を使って下さいと回答しています。質問3では、現在の蹉跎保育所のクラス名を教えてくださいということについて、実際のクラス名をお答えしています。質問4では、蹉跎保育所の徴収金の実態内容を知らせてくださいということにつきまして、蹉跎保育所では入所時に帽子を希望者について購入していただいていると答えております。質問では個人持ちの用品の内容を教えてくださいということで、これについて個人が使用する用品について、具体的に記載しております。質問に対する回答については以上のようになっております。応募状況についての説明は以上でございます。

座長：今、資料1と資料2を使いまして応募状況について説明がありましたが、何か、お尋ねございますでしょうか。

委員：募集期間が1か月の間ということでもっとたくさんの応募があると私は考えていたのですが、2者ぐらいということで、これは採算が取れないと法人が思われたわけですか、それともうまみがないわけですか、期間が短かったからですか、そこらへんのことどの様にお考えか。

事務局：28日に募集をいたしまして、10月30日に法人に対する説明会を開催しております。この時は6法人が説明会の方に参加しておられるんですけど、結果として応募は2法人であった。2法人であったということについては、一番、大きな原因としましては、今回、楽寿荘敷地内に保育所を整備していただくことが応募の条件となっておりますので、保育所を整備していくということになるとかなり資金を持っていないといけないので、資金力があるところでないと応募できないという事情もあり、結果として2法人にとどまったということではないかと考えています。

委員：事業自身は、俗な言葉で言うと、あまりうまみのない事業なんではないでしょうか。

事務局：もともと、保育所の運営というのは社会福祉事業となっておりますので、社会福祉事業というのは収益を目的とする事業ではございませんので、あまりうまみとかいったものはございません。募集資格を社会福祉法人に縛らせていただいておりますから、そういったところで手を上げる上げないではないのかなあと考えています。

委員：しかし、企業である以上、社会福祉法人であろうと、そんなにボランティアでやっているわけではないでしょうし。

事務局：社会福祉法人ですから、ボランティアということではないですけども、社会福祉のために、地域に貢献するためにということと、まさに審査の中でも出てきますけれどもそういったことを趣旨として設立をされておられますので、今、委員の仰った利益がないからといったことではないかと考えています。

委員：私はもう少し多いかなあと予想していたんですね。ああいう場所ですので。

座長：今、仰ったように色んなパターンがありますので、行政が建てて民間に渡すという方法もありますから、ただ、この場合には事業者がするという条件になっていますから、

大分、差があるわけですね。さらを授かったらいいですけど、一定の条件があるので、自己財産が必要とか、補助金もありますけどね。

委員：この2圖は説明会にお越しになられた圖なんですか。

事務局：どちらも来られています。

座長：基本的には過去の経緯と結果の報告ですので、よろしいでしょうか。

それでは次に案件2、運営法人選考審査にかかる手順についてを事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、お手元の資料3の選考審査の手順についてをご覧いただきたいと思います。前回の会議の中でも、この資料は出させていただいているんですけども、本日は書類審査を行いますので具体的に説明をさせていただきます。はじめに事務局から提出書類の説明ということで応募のありました書類の説明をさせていただきます。次に選考審査表と書いてありますが、後ほど、委員の皆様には、お配りさせていただきますけれども選考審査表仮審査用となっておりますが、そちらを配付させていただきます。この審査表を基に選考基準、これは資料5で配らせていただいておりますが、選考基準に基づいて審査をしていただき採点をしていただくこととしております。審査の経過の中でわからないことがありましたら、その都度、質問をしていただきまして、それについては専門分野の委員や事務局の方で見解を述べさせていただくこととします。選考審査、採点をしていただきまして、それが終わりましたら、それぞれの委員で選考審査の内容を選考審査集計表に仮集計とさせていただきますけれども、仮審査表に記入していただき、事務局の方で集計をさせていただきます。委員に仮審査集計表をお配りさせていただきますので、それに基づいてそれぞれの項目についての採点がどうなのかということについての意見交換をしていただきたいと考えております。採点をしていただいておりますが、意見交換の中でこの部分を修正しようとされる場合は、意見交換後、採点を修正していただくことは可能ということで考えさせていただいております。本日の予定は書類審査までの予定としておりますが、次回はプレゼンテーションも予定しておりますので、プレゼンテーションにつきましても、法人のプレゼンテーションが終わりましたらプレゼンテーションの項目について採点をしていただきますが、プレゼンテーションの中で書類審査の中で一定確認できなかったことや、やり取りの中で評価が変わることがあれば、それについても修正をしていただくことは可能ということにさせていただきたいと考えております。プレゼンテーション後は、再度、仮集計をさせていただいて書類審査とプレゼンテーションが終わった後、仮集計を基にそれぞれに意見交換をしていただき、意見交換が終わった後に、法人の選考というところで選考審査表も本審査用のかえさせていただき、こちらに最終の採点をしていただき、最後にそれを集計し、最高点の法人が運営法人をして選考されるというふうに考えております。本日、書類審査をこの後していただくわけですが、2法人ではありますが、書類が大量にございますし、評価項目が47項目ございますので、時間的に9時というリミットがあるんですが、ひょっとしたらそれまでに終わらない可能性もありますので、その場合はできるところまでで一旦終了させていただいて、26日に残りの部分とプレゼンテーションをさせていただきたいと考えております。

座長：よろしいですが、何かおたずねはございますでしょうか。

委員：色々な書類を見なければならぬので、この時間ではむりでしょうね。我々も真剣に取り組みたいという気持ちがあるんですね。そんな時間でやれというほうが無理でしょう

ね。

事務局：後ほど、審査のやり方についてももう少し詳細に説明させていただきますけれども、また、後ほどお配りする仮審査表の項目に沿って皆さん同じ部分を見ていただいて、選考基準に基づいて採点していただく。事務局の方でも採点の該当事項はお示ししながら説明していきたいと考えておりますので、時間は限られていますので、市としても審査がスムーズに行くようにしたいと考えております。

座長：手順については、これでよろしいでしょうか。次の運営法人の書類審査について、事務局から説明をお願いしたいと思います。いま少し、お話がありましたけれど。

事務局：初めに提出書類の説明ということで資料4をご覧ください。この資料4は、お手元にあります、法人1、法人2と書いてあるファイルと照らし合わせてみていただきたいと思いますが、1. 保育所運営申込書。様式1になりますが、2. 応募に係る動機目的。様式2となっておりますが、これにつきましては、2番のインデックスが張ってあるところになります。3 経営方針・保育所運営方針。様式3でございますが、インデックスで二つ目の1番となっております。4 番目の保育所事業計画書。様式4ですけれども、これはインデックスで5以降で、同じところにたくさん張っている部分もありますが、これは審査項目の番号となっておりますので、ひとつのところでたくさんインデックスが張ってありますが、5番以降の部分が様式4に該当いたします。5 保育所整備計画書。様式5でございますが、中に添付書類等をつけておられるところもございますので、すぐに開かないかも知れませんが、これについてはインデックス番号4番の所が保育所整備計画書に該当いたします。6 番目、資金計画書ですが、これにつきましては様式6となります。7 番法人理事長及び施設長就任予定者の履歴書ですが、様式7になりますが、こちらの方につきましてはインデックス番号29番、30番の所になります。29番が法人理事長。30番が施設長就任予定者となります。8 番財産目録。様式8ですが、これにつきましては30番施設長就任予定者の次の部分が財産目録になります。9 番貸借対照表ですが、これはファイルに貸借対照表とインデックスを張っております。これは3か年度分ございます。10 番目、決算書一式ですが、これもインデックスに決算書一式あるいは決算書と書いてある所が該当いたします。どちらも量がたくさんあるのですが、特に法人1につきましては保育所以外にも、高齢者のデイサービスセンターであるとかグループホームを運営しておられますので、法人2と比べますと量が多くなっております。11 番目が予算書一式で、これもインデックスで予算書一式あるいは予算書と表記しております。12 番、法人調書ですが、これもインデックスで法人調書となっております。13 番、保育所調書ですが、これも保育所調書というふうにインデックスで張っております。14 番、平成21年度以前の直近で行われた大阪府法人指導課の現地監査の結果及びそれに対する回答としており、これにつきましてはインデックスで監査結果、監査となっております。15 番、法人定款。こちらもインデックスで法人定款としております。16 番につきましては、現在運営している保育所の保育内容が分かる資料として提出していただいているものですが、入園のしおりでありますとか、それぞれの園で作成しておられるものを添付していただいております。提出書類につきましては、以上の書類を応募時に法人から提出していただいているということでございます。

選考にあたりましては、資料5の選考基準。47項目ございまして、これについて確認する内容ができていないのか、できていないのかを評価していただきます。左から番号とし

ているところが項目の番号で、その次の募集要項と記載している部分が募集要項のどこにあたるのかということを表しております。募集要項を見ながらやりますと非常に手間になりますので、書類に番号の項目をインデックスで付けさせていただいております。ですから、1番の項目を審査する際には、1番のインデックスのところを見ていただくこととなります。すぐに審査項目の箇所がわかるようにさせていただいております。左から4番目の欄は確認・提案となっておりますが、確認の場合は確認事項、要は募集要項に記載していることができているかどうかを確認していただくこととなります。提案の場合は、法人から取り組みについての提案を求めていますので、その場合はどのような提案内容であるかということの評価をしていただくこととなります。それについての確認する内容は、確認内容を項目ごとに記載させていただいております。右側の採点の部分で採点をしていただきます。採点の部分はABCまたは2・1・0となっておりますが、このことについては、選考審査表（仮審査用）の一番右下の部分に括弧書きの部分で書いておりますが、採点に係る注意事項といたしまして、確認事項を満たしている場合はBとする。特に確認事項を上回っている場合はAとする。また、反対に確認事項を下回っている場合はCという評価になりますが、確認事項を下回るということは確認事項ができていないということとなりますので、確認事項ができていればB以上という評価になります。中にはBのみの表示になっているところもありますが、この部分については、今回の募集にあたりまして必須事項となりますので、ここは必ずBがついていただかなければならない事項となります。もし、Bの確認事項ができていない場合は、書類の部分で十分読み取れない場合は、プレゼンテーションを後日、行いますのでそこでもう一度確認をしていただくこととなります。もうひとつの提案事項についてですが、基本的に提案内容が何ものなければ0点。実現可能な提案内容であれば1点。実現可能かつ優れた提案であれば2点をつけていただくこととなります。

これから書類審査に入っていただくんですが、書類審査に入る前に資料6をご覧くださいけたらと思いますが、今回、蹉跎保育所の移転及び民営化方針ということで第1回の選考会議でも説明をさせていただいたところですが、法人の選考にあたりましては、この移転民営化方針に基づいて募集要項を作成して応募していただいておりますので、こちらの方針に沿って応募した法人が、その考え方を十分理解していただいた上で応募していただいているかどうかということが非常に重要な点になってまいります。その中でも特に4番目の民営化後の蹉跎保育所の運営内容についてで、5点記載しておりますが、これが一番大きな部分であると思いますが、現蹉跎保育所の保育水準を確保した保育所運営を十分踏まえたものかどうか。2番目として、30人定員を増やして90人定員として運営することとしております。3番目として、0歳児保育を実施するということになります。4番目として、楽寿荘敷地内に保育所を整備するというところで楽寿利用者ととの交流を推進する。最後に休日保育であるとか、保護者の多様な就労形態への対応あるいは地域の子育て支援に対する取り組みであるとか、そういったところを見ていただきながら審査をお願いしたいと考えております。

それでは、これ以降具体的な書類審査に入ってまいります。選考審査表（仮審査用）をお配りいたします。

座長：選考に入ります前にお尋ねがありましたら。審査をやっている最中でも結構ですのでお願いします。

事務局：それでは、お手元の、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選考会議選考審査表（仮審査用）をご覧ください。先ほどの説明と重複する部分がありますが、ご説明いたします。一番左に番号という欄があり、その下に1から47までの番号をふっております。

番号の右の欄は確認事項又は提案事項について記載しており、その右の欄には確認する内容として、それぞれの項目を書いております。また、法人1、法人2とございますのは、ピンクのファイルは法人1、ブルーのファイルは法人2で、それぞれ内容を確認、審査していただき、確認事項についてはA・B・C、提案事項については2・1・0で評価していただきます。なお、評価の方法につきましては、確認事項を満たしている場合はB評価とし、確認事項を上回る提案の場合はA評価、下回る場合はC評価と評価していただきます。また、提案事項につきましては、提案がなければ0、実施可能な提案であれば1、実施可能かつ提案が優れていれば2と評価していただきます。また、今回、応募がありましたのは2法人だけであり、2つのファイルをご確認していただきますが、この法人審査につきましては2つの法人に優劣をつけることを目的にしているのではなく、あくまで募集要項に記載しております、要求事項に対して対応することができるのかを確認することになりますので、よろしくお願いいたします。

また、それぞれのファイルをご覧ください。ファイルにインデックスで数字を記載しておりますが、この数字が選考審査表の番号に対応するものであり、一つの設問に対して複数の同一番号のインデックスを張っている場合がございます。これは、書類が前後いたしますが関連資料となりますので、それぞれご確認くださいこととなります。

提出書類の順番と番号が異なっておりますので、委員の皆様には書類を前後めくっていただくこととなりますが、ご了承よろしくお願いいたします。

それでは選考審査にはいります。

インデックス番号1は、確認事項であり、確認する内容といたしまして、設立目的・経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされているか。申請時において、保育所の運営実績が10年以上あるかとなっております。

それぞれのファイルをご覧ください。インデックスに1と書いているところが、1番最初のページ、3ページ目、参考資料として後ろの方に付けております法人定款の3つにインデックス番号1がついております。まず、申請時において保育所運営実績10年以上につきましては一番最初のページの保育所運営申込書の中で法人設立年月日と運営保育所について書かれております。両法人とも10年以上の運営実績のある法人ということが確認できますので、要求事項を満たしているということになります。

添付資料の法人定款をご覧ください。第1条で目的及び法人が実施している事業について記載があり、第3条で経営実績。第5条以下で組織の状況について記載されています。また、お戻りいただいて様式3で法人の経営方針について記載していただいています。番号1の設問につきましては、これら3つの書類を参考にいただき、確認事項ですので満たしている場合はB評価、上回る場合はA評価、下回る場合はC評価となりますので、審査をよろしくお願いいたします。この1番につきましては定款が定められているのかといったことを確認していただければ、法人設立の目的等が書かれておりますので、3ページ目のインデックス番号1を張っております経営方針についても具体的に記入してくださいとなっていますので、定款に基づいて書かれているとは思いますので、ご覧いただき確認していただければ。

委員：それはわかるのですが、時間が足りないのではないのでしょうか。

事務局：ここは大事なところですし、最初はなかなか進みにくいことだと思いますが、段々と要領がわかってくればスムーズにいけるとは思います。まず、定款の部分でそれぞれの第1条、目的の部分で確認していただくこととなります。経営実績につきましては、同じ第1条の下の方に法人1であれば、ア、イ、ウ、エ、オという形で5つの事業を運営していることがわかります。法人2であれば、保育所の設置経営となっております。これが、それぞれの経営実績となります。組織の状況につきましては、それぞれ第2章、役員及び職員。役員につきましては第5条以降、役員の数であるとか、任期であるとかを書かれていて、第9条で理事会ということが出てきます。これが法人を運営するための主要な組織となります。この後、若干、法人1と法人2とでは違いが出てきますが、第13条に法人1では評議委員会を定められていますが、法人2では13条は資産についてで評議委員会という項目がないんですが、これについては社会福祉法上、法人2は保育所経営しかしておりませんので評議員会を置く必要がないということになっております。法人1は保育所以外に老人介護施設等の運営をしておりますので、その場合は評議委員会を置くこととされていますので、その違いがあるということになります。主要な項目の部分は今申し上げたとおりですが、そういったことをそれぞれの法人がまとめてこられたのが、様式3の部分に書いてきておられることとなります。様式3を中心に確認していただければと思います。

法人1の書いている内容について、読み上げさせていただきます。

経営方針について

当法人の定款において「この法人は社会福祉事業の担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に、その提供する福祉サービスの質の向上、並びに事業経営の透明性の確保を図り、地域福祉の推進に努めるものとする」とうたっているように、私共法人と致しましては、社会福祉法人の概念として益を追求するのではなく、親の宝、市の宝、国の宝、未来の宝を育てる中で、社会福祉法人として「清く正しく生真面目に」の奉仕の精神をモットーとし、職員資質の育成を心掛け、ゆとりある職員配置、働きやすい環境を第一に、元気で心のやさしい明るい子ども達が育っていくと考えております。延長保育、一時保育、障害児保育、休日保育等、多様な保育ニーズ、子育て支援の中で保護者の方々、皆様方の目線に立った保育を目指し、また環境の中では警備人員の配置、セキュリティ機器の設置、常時施設の営繕を考慮し、過ごしやすい環境を整え心掛ける、その一つ一つが社会福祉法人としての限られた予算の中で、子ども達によりよい保育を保護者の子育てに還元していく事が、私共法人の使命と考え、経理担当の税理士の助言を受け、理事の方々の御意見を聞き、中期的、長期的に社会福祉法人としての使命を念頭において、効率的な経営を方針として運営に当たっております。

続いて法人2を読み上げます。

私たちは、地域社会の福祉ニーズに柔軟・迅速・誠実に応えることをとおして、自らの成長を図り、地域社会の福祉向上に役立てることに誇りを持って前進します。国・府・市の情勢を見ながら、公共性・安定性・継続性を大切に経営して行きます。また、公明性、透明性、公平性の向上に常に努力していきます。具体的には、①理事会の着実な開催と理事の研修②第三者評価の受審③大阪府社会福祉協議会経営者部会

の外部監査（自主監査）の導入④苦情処理システムの確立など

座長：よろしいですか。運営方針をお願いします。

お戻りいただき、インデックス番号2をご覧ください。確認事項であり、確認する内容として、応募の動機や目的が市の移転・民営化方針を踏まえているかとなっております。先ほどもご説明いたしましたが、市の方針は90人定員とすること。0歳児保育を実施すること。楽寿荘利用者との交流推進。多様な保育ニーズへの対応。現蹉跎保育所の保育水準を確保した保育所運営を行うこと、蹉跎の保育を引き継ぐこととしております。これらを踏まえて、応募の動機、目的が書かれているかの審査をお願いいたします。それでは、様式2をお読みください。なお、法人2につきましては2ページにわたっておりますのでご注意ください。

読み上げたほうがよろしいですか。それとも委員でよく読まれますか。

委員：読み上げてもらったほうがいいと思います。

事務局：それでは読み上げます。

法人1 応募に至る動機・目的について

社会福祉法人 三矢ゆりかご保育園は、昭和57年4月、枚方市光善寺近くにて定員90名の認可施設として設立、平成11年4月に定員120名、平成17年5月に定員150名に変更。①身体をきたえて元気な子ども ②心のやさしい明るい子ども ③自分で考えがんばる子ども ④みんなと仲良く遊べる子ども達を保育園の方針とし、保護者の方々、地域の方々との関わり、ご協力の中で27年間歩んでまいりました。法人としては、昭和54年4月寝屋川市点野にて定員60名「ゆりかご保育園」を設置運営、地域福祉の発展と貢献を目的として、平成10年4月にはゆりかご保育園隣地において、老人施設「ゆりかごデイサービスセンター」を設置運営。平成15年6月、香里園において認知症対応型老人介護施設「グループホームゆりかご」の設置運営。又新たに昭和54年7月寝屋川市仁和寺にて社会福祉法人東仁福祉会を母体とする「こまどり保育園」定員90名を運営。地域の福祉の発展のため30年、微力ながら職員一同「地域住民の皆様がたにとって最善の福祉とは何か」との目標を忘れず、福祉法人として「清く正しく生真面目に」奉仕の精神を貫けることが私どもの法人理念に欠かすことができないと考え、今日に至っております。

今般の「枚方市蹉跎保育所民営化に係る民間事業者募集」につきましても、保護者の皆様がたにも枚方市の保育行政の未来像について鋭意熟考され、苦渋のご決断であるご推察し、当該法人の社会的役割を与えていただけるものと考えております。当法人といたしましては、枚方市の保育行政を熟知し、また私どもの保育への熱意、実績、特別保育、それらの一つ一つが枚方市、保護者、市民、子どもたちに安心してもらえる保育だと思っております。

職員資質、施設長の選任、延長保育、一時保育、病児病後児保育、障害児保育、子育て支援事業等、への取り組み、また寝屋川市で唯一「休日保育事業」実施のゆりかご保育園等、子育て支援にかける情熱、熱意、思いは他の法人に劣ることはなく、民間にしてよかったと納得していただき、公から民への移行のお手伝いができるのは私ども法人と自負しまた熱望しております。そうした思いから、枚方市光善寺蹉跎保育所の民営化の運営に情熱をもって関わりたいと切望し応募いたしました。公立の保育所におかれましては明確な保育方針と保育内容の充実のもと、それぞれの特色を生か

した運営がなされ、保護者の皆様がたの信頼が厚いことは十分把握しております。また、公から民への不安、心配が存在しうる事も承知しておりますが、子どもの保育はすべからず同じであると確信しております。よって、さだ保育所の歴史、地域性等を最大限尊重し、私ども法人に託してよかったと思われるよう、情熱と熱意をもって取り組んでいきたいと考え、また「子どものための保育所」「働く保護者が安心して子どもを預けられる保育所」を目標に保育を進めたいと考えております。

法人2応募に至る動機・目的について

常称寺保育園は、昭和9年に子どもたちの安全な遊び場所としての農繁期季節託児所を開設して以来、75年間地域の子どもたちやお母さん方への幅広い子育て支援を行ってきました。その間に2,000人以上の子どもたちが卒園し、常称寺保育園で過ごした頃の温かさやぬくもりを求めて、その方たちのお子さんやお孫さんが保護者や園児として通園し、また保育士として仕事をしています。昭和29年に宗教法人常称寺保育園として大阪府に認可され、平成6年には地域の社会的ニーズに応えるべく更なる経営の安定化をめざして社会福祉法人へと運営方法を変更し、平成11年には現園舎が竣工しました。翌12年から待ち望まれていました子育て支援のための「一時保育」をスタートさせ、19年からは「特定保育」も開始しました。現在、核家族化や育児文化の途絶えから子育てに対する負担感や不安感が高まり、一時保育・リフレッシュ利用者が増えています。在宅子育てをしているお母さんたちとの面談・相談の中から、現在社会がいかに情報に溢れているとは言え、目の前の小さな子どもたちに手を焼いている核家族の子育て困難な様子がうかがえます。子育てを孤立させないため、色々な職種・年齢層の職員集団のチームワークで「この子と出会えてよかった。生まれてきてくれてありがとう」と思える親子関係の絆を築いていけるようサポートしています。一時・特定保育で出会う様々な親子の現状から、今求められている「在宅子育て支援」や同じ時代を生きる「在園児の親子理解」へ生かしています。

常称寺保育園の障害児保育の歴史も古く、障害児保育制度の無い時代から保護者の望みに少しでも応えたいと常に前向きな姿勢ですすめて来たことが、現在の障害児保育制度につながっています。昨年、現制度の谷間にいる「発達障害」の子どもたちにも光を当てたいとの想いで参加した公私立保育所（園）合同のワーキング会議で、新たな障害児保育制度が発足し、一人ひとりを大切にする保育が充実し、大変嬉しく思い枚方市に感謝しています。

また、昭和60年代頃から食物アレルギーの子どもたちが増えてきましたが、目の前の子どもたちを何とかしようと工夫に工夫を重ね、多くのアレルギー児へ代替食を提供して軽快し、保護者から大変喜ばれています。それらの経験が現在「食物アレルギー対策費補助」制度として整備されました。数年前から「アナフィラキシー」を起こす可能性のある子どもさんが入園するようになってきましたが、その子どもたちにも「食物アレルギー対策費補助」制度が利用できるようになりました。枚方市の優れた保育行政・保育水準に敬意を表したいと思います。

昨年から公私立保育所（園）合同のワーキング会議を公私協調を基本路線として実施し、5～8か月児に保育所（園）で「ふれあい体験」を、満1才児に「お誕生会」と「枚方版ブックスタート」を実施でき、市民の皆様が大変喜ばれています。数年にわたるワーキング会議を通して公立保育所の保育を深く理解することができました。

今回蹠蹠保育所の民営化に当たり、常称寺保育園がこれまでに蓄積してきた保育哲学をもった科学的保育観で、保育士・栄養士・看護師の専門職がそれぞれの専門性を発揮し、現保育水準を確保した保育所運営を行い、スムーズな引継ぎができるものと確信を持っています。引継ぎ期間中に蹠蹠の保育をより深く引き継ぎ、移管後は、引き継いだ蹠蹠の保育を基本に、よりよい保育を目指し、取り組み、蹠蹠保育所の子どもたちや保護者の皆様の不安を払拭できるように、子どもを真ん中に保護者と手を取り合って進めていきたいと思っています。「人と人の輪をつなぐネットワークづくり」に力を注ぎ、地域の子育てセンターとして、育児文化・生活文化伝承の場として情報を発信し、「家族支援」をキーワードに人と人のつながり、コミュニケーションを大切に温かな保育に精進していきたいと思っています。社会福祉法人めぐみ会が持っているハード・ソフトの両面をこの蹠蹠地区に貢献したく、応募に至りました。

よろしいでしょうか。続いて、インデックス番号3過去3年間の経営状態が安定しているか。インデックス番号4の保育所整備資金が確保できているか。保育所運営のための運転資金が確保できているかについてですか、これにつきましては前回の選考会議で専門的な分野となりますので委員に事前に見ていただくことで協議が整いましたので、11月26日に審査していただいております。これにつきましては、後ほど、委員からご説明お願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

次からは選考審査表2保育所運営に関する事項に入ります。

インデックス番号5をご覧ください。様式4保育所事業計画書1(1)保育理念についてをご覧ください。確認事項であり、確認する内容といたしまして保育理念が児童福祉法等の趣旨を踏まえ、適切なものとなっているかとなっております。

法人1保育理念について

子ども一人一人を大切に育て、保護者からも信頼され、地域に愛される園を目指します。保育所は乳幼児が、生涯にわたる人間形成の基礎を築く大切な時期に、その生活時間の大半を過ごすところであることから、保育所では、

1すべての児童が、心身ともに健やかに育成されるよう努める

2すべての児童の生活をひとしく保障し愛護する

3保護者とともに、すべての児童を健やかに育成するの3項目を共通の保育理念とします。また、目指す子どもの姿として「家庭や地域と連携を密にし、保護者と共に安心・安全で快適な、情緒の安定した生活ができる環境の中で、子ども一人一人の人權を尊重し、心身共に健康で豊かな人間性をもった子どもに育てていきます」を掲げます。

法人2保育理念について

「真理を求める心」、「自然を愛し環境を守り美しいものに感動する心」、「他人を思いやる優しい心」、を育てていきます。保護者との信頼関係を大切にし、子育てを通して子ども・親・職員の共育ちをめざします。全ての職員の専門性を発揮し、チームワーク良く、次の保育目標の達成をめざします。*健康な身体で意欲的にあそべる子ども*全ての「いのち」を大切にする子ども*思いやりのある子ども*感性豊かな子ども*規律ある生活態度・生活習慣を身につけた子ども*自分で考え・判断・表現し行動できる子ども*楽しく食べる子ども

インデックス番号6様式3保育所運営方針をご確認ください。確認事項であり、確認

内容は保育所運営方針が、保育所設置目的を踏まえ適切なものとなっているかについてとなっております。

法人1 保育所運営方針について

基本方針

1 乳児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であり、人として生きる力を養う
2 子どもが健康、安全で、情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動することにより、健全な心身の発達を図る

3 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する

4 家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完を行う

5 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たすなどの5項目とします。また、当該法人運営保育園の本方針に基づき、保育所が目指す具体的な方向は以下のとおりとします。

ア遊びを通して自然などの身近な事象への興味や関心を育て、心情や思考力の基礎を培う。また、日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度を養う。さらに、保育士から一方的な指示や参加を強いられるものではなく、子ども自身が自らこのような遊びをしたいという意欲をもち、与えられた環境に働きかけられるような自発性を育てていきます。保育士は子どもが自ら環境に働きかけられ、自発的に活動できる環境整備に配慮します。

イ様々な遊びの中で、子どもが興味や関心を持ち、意欲的に自分の能力に応じて活動する。楽しさを抱くように育てていきます。保育士はその興味の芽を望ましい方向へ向けることや、新しいものへの興味も育てることに留意します。

ウ生物、植物を実際に見たり、触ったりするなどの本物に触れる実体験は貴重であり、また、考えたり、試したりすることの経験が、自分の知恵や力になることから、子どもの五感(視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚)を育てるように、保育士は子どもが幅広い経験が得られるような機会の提供を考えていきます。

エ保育の基本精神である児童の権利や自由を尊重していきます。

オ集団のなかでも自分らしさが発揮でき、それと同時に他人の他人らしさも認められるように育てていきます。保育士は子どもの個性を尊重すると共に偏りのないような調和的発達に配慮します。

カ社会生活に必要な精神、態度を培うにはまず人と関わる力を育てていきます。保育士は子どもに協力を必要とする機械を与え、連帯や責任を体験させることが必要であると考えます。

キ保育園の運営にあたっては、子育て支援のために地域の住民との行事を通じた交流を図り、子育てに関する相談に応じるなど、地域の子育て支援の施設としての役割を果たすよう努めます。

法人2 保育所運営方針について

児童憲章・児童福祉法及び保育所保育指針・全国保育士会倫理綱領に基づき、乳幼児の最善の利益を尊重し、心身の発達を保障します。すべての子どもたちは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。子どもたちが健康で心豊かに育ちゆくことは、親や保育者にとっても、また、国民一人ひとりにとっても切実な願いです。私達は、子どもの一人一人の発達に合わ

せた保育を行います。

乳幼児期は、周囲の大人の保護や信頼関係を基盤として、周りから様々な影響を受け、人間として生活をする為の基礎を身につけて自己を形成していく重要な時期です。この大切な時期での生活経験や体験は、将来の人格形成や「生き方」に大きな影響を持つものと考えられます。大人からの「人間っていいな」というメッセージを心とからだでたっぷりと感じる経験をすることで、安定した人間関係の基礎を築き、健康な心とからだ・豊かな人間性（感性）・人と交わる力（社会性）・積極的に物事に取り組む意欲や創造性を育てていきたいと考えています。養護と教育を一体とし、子どもたち一人ひとりの特性を大切にしながら集団生活の中で自発的な活動としての「あそび」を通して、調和の取れた望ましい発達を促していきます。保護者の皆様と共に手を取り合い、子育ての良きパートナーとして、長時間を保育園で過ごす子どもたちが居心地の良い安定した場で生活が送れますよう保育環境を十分整えて、楽しく温かい保育をめざします。保育士・栄養士・看護師など専門職がそれぞれの専門性を発揮し、核家族化が進み育児文化の伝承が途絶えそうな現在、地域の子育てセンターとして在園児や地域の方々の要望にできる限りお応えしていきたいと考えます。“人と人の輪をつなぐネットワークづくり”“ご縁”を大切に、時代のニーズに合った保育園として前進していきたいと思います。

そのため、主任・ブロック長会議、リーダー会議、カリキュラム会議、障害児保育担当者会議、乳児会議、幼児会議、延長保育会議、一時・特定保育会議、給食会議、離乳食会議を月に1回行い、保育士・調理担当者・看護師の共通課題を共に認識できるように取り組んでいきます。

インデックス番号7（2）保育所定員についてをご覧ください。7につきましては確認事項であり、確認する内容といたしまして90人定員となっているか。0歳児保育が設定されているかとなっております。また、この設問につきましては要求事項を満たしているか、いないかであり、評価基準はBのみとなっており、両法人とも満たしていますのでB評価となります。

選考審査表インデックス番号8につきましては、提案事項であり提案がなければ0、実施可能な提案であれば1、実施可能かつ優れた提案であれば2となります。確認する内容として、0・1・2歳で定員の4割を超えるとともに、地域の待機児童の動向を踏まえた設定となっているかとなっており、法人1については、定員90人中、0・1・2歳で36人となっており、丁度4割で4割を超えておりません。法人2については定員90人中、0・1・2歳で39人となっており、43%で4割を超えておりますので、提案事項を満たしております。

委員：提案事項の実施可能な提案ということで、これは実施可能なんでしょうか。実施可能ということは私たちが判断するのでしょうか。

事務局：定員設定は最初の大阪府の認可申請の際に必要なのですが、裏づけとしては人数に応じた広さを確保する、人数に応じた職員を配置するといったこととなりますが、中身を見ていますと、そう難しい内容ではないと考えられます。

定員設定についての考え方を読み上げます。

法人1定員設定の考え方

現行のさだ保育所は定員60名の運営ですが、移行後90名定員の設定について現行

は0才児の受け入れはしておられないので、新たに、0才児8人の定員設定とし職員も経験豊富で保護者に信頼安心してもらえる配置を考えております。1〜5才児は各クラス進級予定の設定と職員配置の基準を考慮しております。

法人2 定員設定の考え方

保育園の社会的使命として乳児の入園希望が、今後さらに増加することを予測し、定員の43%強の39人確保し、現在60人定員が90人に増加したことによる増30人が、内訳として乳児で13人から39人の26人の増加(87%)になり、幼児で47人から51人の4人(13%)の増加となるようにしました。今回の民営化により、0歳児保育を実施でき、地域住民のニーズに応えられるようになりました。年度途中で産後休暇・育児休業明けの子どもたちの受け入れを実施していきます。

委員：法人1は、4割を超えて提案して来なかったということでしょうか。4割はどこからの基準でしょうか。

事務局：認可の際の基準が0・1・2歳で定員の4割が必要であり、認可基準は満たしています。4割が最低の基準です。

座長：提案事項が4割を超えてとなっているので、4割丁度は含まないという考え方ですね。4割以上というとな4割も含まれますが、4割を超えてとなっていますので、そういう解釈でいいわけですね。

事務局：そうです。

委員：4割で最低の条件は満たしていると考えていいわけですね。

事務局：そうです。

続いてインデックス番号9をご覧ください。開所時間についてにつきましては確認事項であり、要求事項を満たしているか、いないかのBのみの設定となっております。確認する内容として開所時間は7時から19時となっているかですが、両法人ともこの条件は満たしておりB評価となります。インデックス番号10につきましては、提案事項であり確認する内容として、ニーズがあれば19時を超える延長保育が提案されているかとなっており、両法人とも20時までの延長保育について提案されております。

法人1 開所時間について

午前7時から午後7時までの現行の保育時間を維持し、ニーズがあれば午後7時を超える延長保育の実施を行います。現行の私共3施設では25年前から午後7時から午後8時までの延長保育を行っております。

法人2 開所時間について

就労の多様化や残業、遠距離通勤など保護者の状況に対応する為に、開所時間は、午前7時から午後8時までの13時間保育と致します。子どもの発達の状況、健康状態、生活習慣、生活リズム及び情緒の安定を配慮して延長保育を行うよう留意します。夕方の食事あるいは補食についても、子どもの状況・家庭の生活時間によって適切な提供方法を配慮し、保育士間の様々な必要事項の申し送りや保護者への連絡事項についても、適切に意思疎通が図られるよう配慮します。延長保育士とクラス担任との連携を密にするために延長保育担当者会議を毎月行っています。また、延長保育引継ぎノートを活用し、意思疎通が図られるようにしています。

委員：法人2については、午前7時から午後8時が定期の保育時間ですか。

事務局：13時間保育と致しますと言いきっていますので、そういうことになります。

委員：午後8時以降の延長保育もあるということでしょうか。法人1は午後8時までの延長保育となっておりますが。

事務局：法人1につきましては、現在、運営している園で午後8時までの延長保育をしていますということを括弧書きで書いてきております。蹉跎を引継ぐにあたっては、ニーズがあれば午後7時以降の延長保育の実施を行いますとしておりますので、ニーズの状況によって実施する、しないを検討するとしておられます。

委員：午後8時以降の保育はわからないということですね。

事務局：延長保育を午後8時以降しておられる園は枚方市内で1園ありますし、他に夜間保育所というのもございます。午後8時以降、保育を利用しておられることが少ないのが実態です。

インデックス番号11 保育所休所日についてですが、確認事項であり、評価はBのみとなっており、両法人とも保育所休所日は日・祝・年末年始（12月30日から1月4日まで）となっており、B評価となります。

インデックス番号12 保険制度への加入についてをご覧ください。確認事項となっており、両法人とも独立行政法人スポーツ振興センターに加入をするとされておられます。

法人1 保険制度への加入について

損害賠償保険の独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度と合わせて加入します

法人2 保険制度への加入について

1. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入します。
2. 現在常称寺保育園が加入している大型セット（O157 補償付き）賠償責任保険に加入します。

どちらも求めている独立行政法人日本スポーツ振興センターには加入するとしておられます。

法人1は、一般的な損害賠償保険に加入するといっておられます。法人2も大型セット保険に入りますといっておられますので、どちらもプラスで損害賠償保険に入られるという内容になっています。

危機管理体制及び安全対策について、インデックス番号13についてでございます。書類では少し後ろのほうになりますが、法人1では様式4の18ページ。法人2では様式4の10ページをご覧ください。

法人1

① 事故防止のための取り組み

保育における安全を守るために保育運営上の安全に関する基本的な事項については、保育所保育指針第12章第6項（1）「子どもは、その発達上の特性から事故の発生が多く、それによる傷害は子どもの心身に多くの影響を及ぼす。事故防止は保育の大きな目標であることを認識する必要がある。保育士は子どもの事故発生についての知識を持つとともに、保護者に対しても子どもの事故について認識を深めるための協力を求める。」と規定されています。不測の事態に備え、必要な救急用の薬品、材料の整備するとともに、救急処置の意義を正しく理解し、保育士としての処置を熟知する

ように努めます。

事故（災害）発生時の対応、不審者対応（防犯訓練）については、「保育園における危機管理事故・事件対応マニュアル」遵守して対応します。

② 事故発生後の対応 [資料添付]

別紙添付「保育園事故対応マニュアル」に沿って迅速に対応します。

1. いざという時のために

○医療機関の確認をする。○保護者と連絡をとる。○受診予定医療機関の同意を得る。

2. 報告の大切さ ごく軽症でも、帰宅時には必ず保護者に報告をすること。

○帰宅後に発生する可能性のある異常についても、保護者に健康観察をお願いする。

3. 事故発生時のメモの作成 事故発生については発生時刻、発生状況、応急手当内容等時間を追って記録すること。

○保護者に対しても医療機関名、診療科目、けがの程度、処置内容、帰宅後の処置、薬の服用、次回受診、事故発生時の状況、再発防止に対する保育園の姿勢などの説明と記録を残しておくこと。

③ 不審者対策

多数の乳幼児ならびに学童児の保育に加え、高齢者介護を担当する当該運営施設が、その早朝から夜間に及ぶ時間帯に外部からの不審者侵入を防止し、暴力的被害を抑止するため制定した当該法人不審者等の対応マニュアルに準拠した不審者対策を講じます。

（「不審者等の対応マニュアル」参照）

朝、夕、登降園の時間帯に警備の者が立ち、日中は外部からの侵入を防ぐ為に、施錠（自動ロック）し、各部屋の拠点に警備通報ボタンを設置し警察、警備会社に自動通報のシステムを取り万全を期しています。

④ 災害対策（避難訓練や発生時対応など）

保育所では非常時に備え、とるべき措置について予め対策をたてます。

1. 避難訓練

毎月1回、地震や火災を想定した避難訓練を行います。1年に1回は消防署員の指導の下、訓練を実施します。

2. 地震対策マニュアルについて

警戒宣言発令時および震度6以上の大規模地震発生時における園と職員の行動規範を定めた、地震対策マニュアルを制定します。

3. 保護者の皆様へのお願い

★悪天候などにより、交通機関に乱れが生じると予想される時には、交通機関が利用できなくなる前にお迎えをお願いします。

★台風や地震など保育中の緊急災害時には、テレビ、ラジオなどの情報に注意し、状況により各家庭の保護者に連絡を致します。尚、連絡がとれない場合は各家庭、保護者の判断の元、速やかにお迎えをお願いします。

★「2～3日（または数時間）以内にマグニチュード8程度の大地震が発生し、震度6弱以上の揺れが発生する恐れがある」と判断された場合は、内閣総理大臣は「警戒宣言」を発し、国民や防災関係機関に警戒を呼びかけることになっています。この警戒宣言が発令された場合には、保育園は休園となります。保育中に発令された場合には

速やかにお迎えをお願いします。

法人 2 危機管理体制及び安全対策について

1. 危機管理マニュアル (1. 事故・事件 2. 食中毒関連 3. 感染症対応) に基づき職員訓練をします。
2. 保護者との連携は「よい子ネット」を利用した、緊急時連絡体制を作ります。
3. 保育園の門扉は「あんしんパス」ICパスカード利用による電磁錠を設置し、安全を確保します。
4. 防犯カメラを設置します。

委員：「よいこネット」とは何ですか。

事務局：「よいこネット」といいますのは民間保育園で集まって、一つのシステムとしていろいろな情報をやり取りできるようなシステムを作っておられるようです。

プレゼンテーションの時に持ってきていただくことにいたします。

続きまして、書類の後ろの方になりますが、苦情対応についてをご覧ください。インデックス番号の 14, 15 が付いているページでございます。番号 14 は確認事項であり確認内容として苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置しているかとなっております。同じく 15 は提案事項であり、内容は苦情解決に係る第三者委員会の設置を予定しているかとなっており、この設問に関しまして配点は 1 点と 0 点となっております。両法人とも苦情解決責任者を設置しており、第三者委員会につきましても現在設置をしている内容となっております。

法人 1 苦情対応について

保育園利用者からの意見・要望等を総じて苦情とし、「保育所利用者の意見・要望等の相談解決実施要領」に基づいて対応していきます。実施要領の設置により、保育園利用者と保育園とが対等な立場に立ち、苦情受付担当者、苦情解決責任者、苦情解決第三者委員を選任し、書式の整理、手続き方法を明確にしていきます。

苦情解決の取り組みとしては、保育サービスの向上と、利用者の満足度を高めることを目的とします。意見、要望、苦情から得られる情報は、施設の改善や保育の質を向上させるよい機会でもあるからです。

当該法人運営各保育園において苦情が寄せられた場合、原則として苦情解決責任者である保育園長が相談者との話し合いによる解決に努めます。必要に応じて、市役所担当者、苦情解決第三者委員へ助言を求めることができるものとします。また、保護者に苦情解決の仕組みを周知する必要がある、「相談解決手順」、「苦情受付担当者、苦情解決責任者、苦情解決第三者委員の氏名」を掲示します。要望の多い事項などを周知し、利用者から意見を気軽に受ける「意見箱」を設置していきます。

法人 2 苦情対応について

苦情解決責任者、苦情受付担当者を設置し、園内のわかりやすい所に掲示し、いつでも対応します。保育園のことについてのお悩みや、ご意見ご要望は、電話や送迎時に保育士と直接お話されて、その旨をお聞かせくださるようお願いいたします。また園内に設置しています「ご意見箱」に書面にてご意見・ご要望を記入していただくこともできます。ご意見ご要望を活かし、保育サービスの向上に努め、皆様に満足していただける質の高い保育をめざします。保育園責任者の相談で納得いかない場合は、苦情解決のシステムに従い第三者委員に直接ご相談ください。そこで納得されない場合

は、福祉サービス苦情解決委員会にご相談ください。電話番号等についても記載されています。

座長：設問で、14の設問と15の設問は違うわけですね。14の設問は設置しているかと聞いているわけですね。15の設問は設置の予定しているかとなっているわけですね。書き方として隣接保育所ではこうしますということを書いてきておられるわけで、今の保育所で設置していますということは、どこを見れば確認できますか。

事務局：黄色い付箋を付けている部分を見ていただきましたら、それぞれ第三者委員の方のお名前が載っていますので、両法人とも現在、第三者委員を設置しておられることは確認できます。よろしいでしょうか。

続いて、インデックス番号16番の監査というところですが、添付資料でありファイルの後ろの方についております。確認事項であり確認内容として、大阪府の監査結果を受け、その後の改善措置が講じられているかとなっております。

監査の結果は、それぞれ最初のページに大阪府の福祉部長名で出されており、法人1は21年度に、法人2は20年度に監査が行われたということで、直近の監査の年度が違いますが、監査指導結果に対して改善文書を法人が大阪府に提出しているわけですが、法人1は1枚めくっていただいて、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査の改善結果についての報告。法人2につきましては2枚めくっていただいて、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査の改善結果についての報告になっています。監査結果を受け、その後の改善措置が講じられているかということが確認事項になってきますので、この指摘事項に対して、どのような改善事項を図ったのかということを見ていただくことになるのですが、法人1については、左側の部分が指導内容ということで、大阪府から指摘を受けたということです。真中が改善時期または改善予定時期となっております、右端が改善方法について記載している部分となります。これらを読んでいただいて評価をお願いします。

座長：今、2番目の保育所運営に関する事項まで行ったんですね。次、3に入られる予定ですか。時間的には、きりがいいところだと思いますが、よろしいですか。ですから今日は2のところで終わっていただくということでよろしいですか。

事務局：仮審査表の右下のところにお名前だけを書いてくださるようお願いいたします。

座長：私はいつも付箋を入れているのですが、審査にあたっては付箋があれば便利かと思えますので。

事務局：次回には用意させていただきます。

座長：次回の日程等について事務局からお願いします。

事務局：書類審査の途中ですが、資料7をご覧いただきたいと思います。今回は本日でいただきました書類審査の部分とプレゼンテーション審査を実施いたします。日程につきましては、前回に調整させていただいた平成21年12月26日の土曜日ということでお願いしております。場所につきましては、今回は市役所の別館4階にございます、第2委員会室、こちらの方で審査をしていただきます。時間についてですが、書類審査が3保育内容以降とインデックス番号3・4の資金関係の部分が残っていますので、それらが済んでからプレゼンテーションの評価をお願いしたいと考えております。26日は大変申し訳ありませんが、日程を1日空けていただくことでお願いしたいと考えております。通しでやりますと大変長い時間となりますので、午前中から

始めて、昼をはさんで午後からプレゼンテーションとなるようにしたいと考えておりますので、事務局の方でシュミレーションをして、26日についての開始時間を後日、連絡させていただくということでお願いしたいと考えております。

座長：事業者の人にはあらかじめ時間を知らせる必要がありますよね。

事務局：書類審査を終わっていただいて、昼食をはさんで、午後からプレゼンテーションという形にはなるかと思いますが。

9時めどでさせていただくことでどうでしょうか。

座長：昼からのプレゼンテーションですが、1事業者15分。私は短いと思いますが。

事務局：後の15分は委員の皆さんから質問をしていただく時間を取っていますが。

座長：最初の15分は事業者主体で、後の15分は委員主体で。ひとつの質問に対して、一言、二言で終わったらいいですけど、それがずっと続く場合は。もちろん、最初に簡潔にお答えくださいとは言いますけれど。

事務局：プレゼンテーションにつきましては、最初に15分とお伝えしますので、15分が来れば途中でも終了といたします。

座長：質問については、それが読めませんからね。一人ずつ聞いたら15分で足りませんか。

事務局：プレゼンテーションを10分にしましょうか。

座長：そうですね。委員の皆さんも聞きたいこと聞けるほうがいいでしょうから。

事務局：1法人について30分と考えておりましたので、今、ご意見ありましたので15分、15分ではなくて、10分、20分という形で。

法人と法人のプレゼンテーションの間を1時間取りましょうか。

座長：法人同士が顔を合わせない方がいいでしょう。その間に採点も必要ですし。

事務局：仮に最初の法人のプレゼンテーションが1時からスタートするとした場合、次の法人は2時からで。1時から2時の間にプレゼンテーション、質問、採点をして、2時からまた始めるという具合でよろしいですか。

座長：それでは、よろしいでしょうか。本日はご苦勞様でした。